

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT東日本株式会社

2024年4月 1日から
2025年3月31日まで

(単位 円)

第1表 第14条第1号、第2号、第2号の2及び第4号に掲げるもの

役務の細目	営業収益	営業費用				営業利益	摘要
		うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用				
			うち第一種公衆電話機 台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機 台数削減費用			
加入電話							
基本料	120,195,381,286	143,855,152,710	104,293,057,006	104,293,057,006	39,562,095,704	△ 23,659,771,424	
緊急通報	-	126,034,553	123,710,796	123,710,796	2,323,757	△ 126,034,553	
小 計	120,195,381,286	143,981,187,263	104,416,767,802	104,416,767,802	39,564,419,461	△ 23,785,805,977	
第一種公衆電話							
市内通信	102,173,563	2,093,776,263	2,047,548,509	1,550,958,818	496,589,691	46,227,754	△ 1,991,602,700
緊急通報	-	5,063,702	5,046,918	4,001,767	1,045,151	16,784	△ 5,063,702
小 計	102,173,563	2,098,839,965	2,052,595,427	1,554,960,585	497,634,842	46,244,538	△ 1,996,666,402
災害時用公衆電話	109,176,994	939,190,499	938,527,920	938,527,920	662,579	△ 830,013,505	
ワイヤレス固定電話							
基本料	3,019,932	45,603,011	23,557,666	23,557,666	22,045,345	△ 42,583,079	
緊急通報	-	998	946	946	52	△ 998	
小 計	3,019,932	45,604,009	23,558,612	23,558,612	22,045,397	△ 42,584,077	
合 計	120,409,751,775	147,064,821,736	107,431,449,761	106,933,814,919	497,634,842	39,633,371,975	△ 26,655,069,961

- 注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
2 第一種公衆電話の市内通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。
3 災害時用公衆電話は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号の2に定めるものとしております。
4 ワイヤレス固定電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第4号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	3,734,923,191	-	3,734,923,191	
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	272,055,075	-	272,055,075	
3 負担金	182,662,094	189,941,771	△ 7,279,677	
計	4,189,640,360	189,941,771	3,999,698,589	

第一号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

- (注) 1. 第一号基礎的電気通信役務収支表の作成基準
本第一号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の3の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。
2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準
電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の3の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。